

日本専門医機構専門医制度に於ける更新基準（内科専門医）
内科領域

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

新専門医制度における資格更新は①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③更新単位の取得をもって行います。

① 勤務実態の自己申告

勤務実態について、直近1年間の実態を別添の勤務実態自己申告書に記載ください。直近1年間に異動等があった場合には、現在の実態が反映されるように記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて検証することがあります。

② 診療実績の証明

専門医としての診療実績、診療能力をセルフトレーニング問題による合格をもって証明していただきます。合格基準は60%以上の正解を原則とします。

内科領域では、診療を専らに行う医師も、あるいは地域の保健衛生に関与する医師も等しく専門医資格をもって活動しています。したがって内科専門医の診療実績とは、単なる経験症例記載だけではその活動実績や診療能力を担保できません。このため、専門医資格更新における診療実績の証明は試験（セルフトレーニング問題）合格をもって行うことにしています。セルフトレーニング問題は毎年行われていますので、それに少なくとも1回合格してください。

③ 更新単位 50 単位の取得（別紙/単位企画表参照）

内科専門医の資格更新に必要な単位の算定は②の診療実績における10単位を含め、以下に示すii)~iv)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数として合計50単位の取得を求めます。(次項参照)

	項目	取得単位
i	診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位（必須）
ii	専門医共通講習	最小 3 単位（必須）～最大 10 単位
iii	内科領域講習	最小 20 単位（必須）
iv	学術業績・診療以外の活動実績	最小 2 単位（必須）～最大 10 単位

i)診療実績の証明（10 単位）

【必須】 セルフトレーニング問題に 1 回合格すること。1 回 10 単位。

ii)専門医共通講習（最小 3 単位～最大 10 単位）

【必須】 日本専門医機構が承認する医療倫理・感染対策・医療安全の 3 項目を必ず各 1 回は受講すること。1 項目につき 1 単位とする。なお日本内科学会では、日本専門医機構の承認を得る形で、共通講習を e-learning 形式で提供する。

本会主催以外の共通講習は、日本専門医機構が提供する e-learning 形式の共通講習、日本専門医機構が承認する専門研修施設の基幹施設や連携関連施設で開催する共通講習、内科以外の基本領域学会等領域が主催する共通講習、医師会が主催する講習会などがあります。

1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。e-learning についても、受講証明書をもって単位申請することができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、内科領域専門医委員会で審議し、専門医機構で認定されたものについてはこの限りではありません）。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

- ・ 医療安全（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
- ・ 感染対策（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療倫理（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療制度と法律

- ・ 地域医療
- ・ 医療福祉制度
- ・ 医療経済（保険医療等）
- ・ 臨床研究・臨床試験
- ・ 両立支援（治療と仕事）

iii)内科領域講習（最小 20 単位）

内科学会が定める領域講習企画への参加で 20 単位以上を取得すること。

■以下を内科領域講習の企画単位とします。（別紙/企画単位表を参照）

- (1) セルフトレーニング問題の 2 回目以降の受講は領域講習単位として 10 単位付与します。
- (2) JMECC（1 日を要する受講や指導）への参加は 4 単位とします。指導医者講

習会の受講や指導も同等の単位とします。

- (3) 内科学会が行う各種講演会の聴講は1時間1単位としますが、1日最大5単位までとします。
- (4) 生涯教育講演会のオンデマンド問題は60%以上の正解率で1回5単位付与します。但し、過去に生涯教育講演会へ参加出席された企画と同一のオンデマンド問題の申し込みは重複単位となるため認めません。
- (5) 内科専門研修施設・医師会・医学会総会等の講習会については、内科領域専門医委員会で審議し、1時間1単位とします。
- (6) 病歴要約の査読は1回5単位とします。

内科学会以外の企画に参加した証明は必ず各専門医が保管してください。疑義があれば検証を行う場合があります。また、不正があった場合には厳正に対処します。

iv)学術業績・診療以外の活動実績（最小2単位～最大10単位）

内科学会主催企画への出席において必須2単位を取得し、最大10単位まで付与とします。

■以下を領域講習企画の出席単位とします。（別紙/企画単位表を参照）

- (ア) **【必須】** 総会講演会・生涯教育講演会（A・B・Cセッション）・内科学の展望への出席は1回2単位とします。なお、出席のみで聴講されていない場合の単位は付与いたしません。
- (イ) 地方会・各支部生涯教育講演会の出席は1回1単位とします。
- (ウ) 『総合内科』に関する講演会・講演企画への出席は1回1単位とします。
- (エ) 総会講演会・地方会・内科学会指定講演等の演者は1回1単位とします。
- (オ) Internal Medicine 誌の筆頭著者は1回1単位とします。
- (カ) 日本内科学会雑誌の筆頭著者は1回1単位とします。

内科専門医 企画単位表【50 単位】

	項目 ※赤文字は必須項目	1 単元 の 単位	最大取得 単位 (5 年間)	分類 必須含む 計 50 単位
i	セルフトレーニング問題 (1 回目)	10/回		10
ii	共通講習・医療倫理 (日本専門医機構承認)	1/回	10	共通講習 (3~10) 単位
	共通講習・感染対策 (日本専門医機構承認)			
	共通講習・医療安全 (日本専門医機構承認)			
	共通講習 (必須 3 項目 日本専門医機構承認)	1/回		
	共通講習 (必須 3 項目以外 日本専門医機構承認)			
共通講習・基幹または連携施設開催 (日本専門医機構承認)				
iii	セルフトレーニング問題 (2 回目以降)	10/回		領域講習 最小 20 単位
	JMECC 受講または指導	4/回	12	
	JMECC 指導者講習会受講または指導	4/回	12	
	総会講演会・生涯教育講演会・内科学の展望・ 支部主催生涯教育講演会の指定講演の聴講 ※1 日最大 5 単位	1/時間	35	
	生涯教育講演会オンデマンド問題	5/回	35	
	『総合内科』に関する講演会・講演企画の聴講	1/時間	5	
	CPC/基幹または連携施設開催	1/時間	10	
	内科学会指定各種講演会の聴講 (医学会総会・日本医師会)	1/回	10	
	日内会誌巻末問題	1/回		
	病歴要約査読	5/回		
iv	総会講演会・生涯教育講演会(A・B・Cセッション)・内科学の展望の出席	2/回	6	学会活動 地域活動 (2~10) 単位
	地方会・各支部主催生涯教育講演会の出席	1/回		
	『総合内科』に関する講演会・講演企画への出席		5	
	総会講演会・地方会・内科学会指定講演等の演者		8	
	Internal Medicine 誌 (筆頭著者)	1/回	8	
日本内科学会雑誌 (筆頭著者)				

- I. 特定の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新単位が取得できない場合には、所定の更新申請の年に申請により休止（更新延長）を行うことができます。申請は本会へ提出し、専門医委員会の審査認定の後、専門医機構によって承認されます。更新単位を満たしている場合は以下の措置は認められません。

I-1. 海外留学（勤務）の場合

- ・休止の申請書と留学証明書を提出し、専門医委員会の審査承認を経て、留学期間分の休止（更新延長）を認めます。

I-2. 病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、災害罹災などの場合

- ・休止の申請書と証明する書類を併せて提出し、専門医委員会の審査承認を経て最大1年間の休止（更新延長）を認めます。1年後に同様の状況が続く場合は、改めて同じ手続きを行ってください。

休止例

資格更新	更新2年	更新4年	資格更新	更新3年	資格更新
		病気療養	軽快復職		
		↓	↓		
	専門医	活動休止	専門医	専門医	
		↑	↑		
		休止申請	休止終了		
	更新単位 a		単位 b	更新単位計 50 単位	

更新単位 $a+b=50$ 単位

- ・休止期間中は専門医資格を失います。
- ・休止期間中の診療実績や講習会受講は更新単位として認められません
- ・休止は年単位で行い、途中月単位の切り上げは当面認めません

II. 所定の期間に更新基準が満たせなかった場合は更新猶予を認めます。

（診療実績であるセルフトレーニング問題の未取得や必須企画の未取得、等）

- ・専門医委員会で審査と承認された場合1年間更新を猶予することができます。更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請を行ってください。なお、猶予期間中は学会専門医とし、機構専門医とはなりません。

Ⅲ. 上記Ⅰ・Ⅱ以外の理由により規定更新単位を満たせずに資格を喪失した場合の措置。

- ・ 専門医委員会で正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準を満たすことで専門医資格を復活することができます。
- ・ 過去に学会あるいは機構認定専門医であったが何らかの理由で資格を失った場合資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが認められ、機構で承認された場合に限り、5 年後に更新基準を満たすことで資格を回復できます。
- ・ 失効後復活までの期間は専門医ではありません。

Ⅳ. 専門医資格の剥奪について

下記の場合は専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することがあります。

- ・ 公序良俗に反する場合
- ・ 正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

▶診療管理と教育活動 小計（ ）時間/週

- ・カンファレンス () 時間/週
- ・診療に関わる委員会活動 () 時間/週
- ・学生・研修医・専攻医指導 () 時間/週
- ・メディカルスタッフ指導 () 時間/週

▶その他の臨床的活動 小計（ ）時間/週

- ・相談 () 時間/週
- ・臨床に関わる書類作成 () 時間/週
- ・その他 () 時間/週

▶ 専門医として相応しい病院外での医療活動 小計（ ）時間/週

- ・内容記載 → _____ () 時間/週
- ・内容記載 → _____ () 時間/週